

# 令和4年度 第18回政策推進会議報告

日 時 1月20日 9時30分～10時15分

場 所 WEB会議室

出席者 17人

## 1 (仮称) 尼崎市財政運営基本条例(骨子素案)及び素案に対する市民意見公募手続の結果について

資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(市長) 施設が古いので更新してほしいという意見と、将来世代に負担を残すべきではないという両方の考え方があり、非常に難しいがそれを両立していくのが財政の役目だと思う。財政運営基本条例というのはその名の通りで、「スクラップアンドビルド」という言葉で片付けられればそれまでだが、スクラップというのは予算だけでなく、そこに関わっている人たちの何かしらなくなるということである。例えば、そこで生活ないしは事業をしている、支援を受けている人たちの収入がなくなる、雇用がなくなる、生活が苦しくなるなど、そういったことに関係するもの全てに繋がっているという認識を持っておく必要がある。そういう一つ一つの予算の先にある人たちをイメージしながら、責任を持って判断をしていくことが大事かと思っているので、各局でどうしてもスリム化しないといけないタイミングはあると思うが、できるだけ現場の人たちの声や担当者の想いを聞くなど、丁寧なプロセスを踏みながら財政査定を行っていく必要があると思うのでよろしく願います。
- ・(森山副市長) 施策の先にいる市民、事業者に対してどうすれば説明責任をしっかりと果たせるかということ。投資と事業のバランスや、現役世代と将来世代のバランスなどを考えるという基本的な条例ではあるが、実際に進めていくにあたっては、やはり施策の背景や、施策の対象である市民のことをしっかりと考えていかなければいけないという意見であった。そのような考え方で今後も運営を進めていくということではどうか。
- ・(資産統括局長) スクラップアンドビルドについての考え方も財政運営方針の中で示しているが、スクラップするにしても丁寧な説明が必要と思っている。個々の事業の見直しについても、各事業の背景にはそういった方々がいるということも意識する必要がある、予算編成方針などにおいて、こういった趣旨のことを含めていきたいと思う。
- ・(森山副市長) 市長の考え方については各局で共有していただきたい。

## 2 尼崎市屋外広告物条例の一部改正に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

都市整備局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(教育長) ここで言う公共施設には、教育施設を含むのか。
- ・(都市整備局長) 公有財産、行政財産については一般的に認めていこうと考えている。市民の目に触れるような、屋外広告物を掲出できるような施設は全て含めていこうと考えているが、例えば教育施設は馴染まないのであれば適用除外するといったことも今後協議していきたい。

- ・(森山副市長) 教育施設を除外するにしても、教育施設自体を除外するのではなく、教育施設に馴染む広告であればOKとするなど、柔軟に運用できるのではないかと。当然に市の審査が入る中で、どのような広告物であれば掲載を認めるのか、どういう基準で許可していくのかを、条例ではなくガイドライン等で考え方を整理し、柔軟に変えられるようにしていくこともできる。
- ・(教育長) 私も副市長と同じ考えである。教育施設も収入確保には苦慮しているため、広告収入を得られる手立てとなるのであれば、何でもいいというわけではないが、除外ではなく可能性を残していただきたい。
- ・(森山副市長) よく言われるのがベイコムの記念球場で、JRから非常によく目立つにも関わらず現状では広告物が設置できない。今回の改正によって可能になれば、スポーツ施設、地区体育館等のより一層の適正管理にも繋がる。実際に広告収入をどう還元するのかはこれから議論していくことになるのか。
- ・(都市整備局長) 先進市では広告収入を一般財源に一度繰り入れて次年度以降の予算で配当する、また、複数年で広告を募集すると一定の歳入を継続的に見込むことができるので、歳入に見合った歳出予算を組む、という事例もある。こういったことも含め今後議論していく。
- ・(森山副市長) もう一点事例を挙げるとすれば、阪急塚口駅に地下道があり新しくできたショッピングセンターに繋がっているが、現状ではショッピングセンターに繋がっていることを明示できない。先ほど説明にもあった駐車場案内もそうだが、事業者も行政のパートナーであるので、しっかりと市の審査を経た上で、市民の利便性向上に繋がるものは許可し、民間の発意を生かしていきたいという考え方も今回の条例改正の背景にある。
- ・(消防局長) 施設のみを対象とするのか。全国的にまだ数は少ないが、消防車側面のシャッターや救急車のサイドボディ部分に民間の広告を掲載している自治体がある。
- ・(森山副市長) 本市でもパッカー車や市バスに掲載している例があるが、いかがか。
- ・(都市整備局長) 消防車などへの掲載も可能にしたいと考えている。
- ・(森山副市長) 消防局からの質問のように、また、都市整備局長からの説明にもあった自治会の福祉会館に広告物を設置してそれを収入にすることが良いのかどうかなど、それぞれの局で課題と思っていることがあれば共有し、都市整備局で整理していく必要がある。
- ・(健康福祉局長) 様式1の意見を聴取するポイントの(2)部分について、条例に定める禁止地域等において、自治会、商店街振興組合等が屋外広告物を設置できるようにするとあるが、具体的にはどういう風に自治会等にお金が入る流れをイメージしているのか。
- ・(都市整備局長) 地域で活動されている団体が公共的な取組を行う際の費用、活動資金の捻出のために認めてほしいという意見があったもの。今イメージしているのは、対象物を公共施設には限らないつもりで、例えば地域の団体が所有している福祉会館の壁やフェンスへの広告掲載は現在禁止しているが、市長の許可を受けた広告物については掲出を認め、それによって得られた広告料収入を活動費に充てるといったもの。
- ・(森山副市長) 現行制度で規制されていることの緩和に取り組もうとしており、丁寧な説明が必要ということで今回も説明資料を添付してくれているが、やはり自治会の部分はもう少し説明できる資料を用意するなど、市民の意見が出やすくなるよう丁寧に対応してほしい。

- ・(市長) 市民意見聴取プロセスの最初のステップということで、これからの議論だとは思いますが、総論は賛成、各論は詰めるところが多々あると感じている。説明にもあったとおり広告物の内容をどうするのか、掲載場所をどうするのかについては、例えば宗教的な問題、箕面忠魂碑事件などいろいろと意識しておくことがあると思う。憲法89条問題もそうで、公の支配に属しない慈善事業、教育事業、博愛事業に対して公金を出してはいけないという条文があるが、この条文と広告料との関係なども意識しておく必要がある。今回の改正内容は他都市でもすでに実施済みで、国交省のガイドラインが出ているならすでに整理されているとは思いますが、気をつけないといけない点が多々あるので、そういう法的な問題はしっかりと詰めていただきたい。加えて、どれくらい収入が見込めるのか、施設維持管理に貢献できるのかという点も気になっており、労力に見合った収入が見込めるのか、ある程度見通しを持っておかないといけないと思う。それとセットで、誰が実務を担うのか。窓口での受付、審査、件数とりまとめなどの業務が想定されるが、業務量と広告料収入がアンバランスになっては良くないので、そういうところもある程度見通しを持っておいていただきたい。あとこれは消防車の話とも似ているが、こういう話は本来屋外だけでなく屋内、例えば保健所の乳幼児健診の会場でお父さんお母さんが待機している場所に子育て関係のチラシを置く、壁に貼るといったことは消防車と同じ観点であり得るわけで、こういうものが他にもないのかというのは都市整備局だけの話ではなく、別途考える必要がある。まずは屋外で実験的に実施してみよう様子を見てから屋内に展開していくという考え方もあるとは思いますが、そういったことについてもこれから詰めていく必要があると思っている。
- ・(森山副市長) 最後は非常に重要な論点だと思う。すでにホームページ上での広告掲載、市庁舎屋内でのデジタルサイネージを使った広告掲載、市で作成する封筒への広告掲載なども実施している中で、今回の条例はあくまでも屋外ということで外から見える環境という話にはなるが、屋内における広告のあり方についてもあわせて議論していく。歳入に繋がる話なので資産統括局との調整も含め、考え方を整理していきたい。
- ・(都市整備局長) 市長の意見に関して、先進市の事例を紹介しておく。最終的には市のチェックが入るため無制限に広告を掲載するわけではないが、横浜市では例えば色や記載内容に関する規制があったり、いたずらに消費者の不安を煽るような記載は禁止されていたりするなど、割と細かく規定されている。また、弁護士や司法書士はそもそも監督団体等の定める広告規制に抵触する内容は禁止されているといったこともあるので、きっちりと先進事例などを見ながら進めていきたい。誰が業務を担うのかという点は、例えば大阪市では屋外広告物も含め、いわゆる有形無形の市の財産、資産を広告媒体として活用する部署を専属で作っておられ、その部署から広告代理店等に対して定期的に広告掲載が可能な施設に関する情報提供を行うなど、有効活用されていると聞いている。財政にも貢献できるよう、ホームページに載せるだけでなく、広告代理店に積極的に働きかけて広告主を募集するといったことにも取り組まれているので、参考にしつつ、業務の全てを都市整備局で担うのは確かに荷が重い問題でもあるので、庁内で議論を深めていきたい。
- ・(森山副市長) 今後、審議会でもいろいろと議論されていくかと思うが、市長からの問題提起についても、庁内的な議論を進めていくということでよろしく願います。(以 上)